

岐阜県 CDE ネットワーク会則

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、「岐阜県 CDE ネットワーク」と称する。

(事務局)

第 2 条 本会の事務局は、岐阜大学医学部附属病院糖尿病代謝内科（岐阜市柳戸 1-1）内に置く。

第 2 章 目的 及び 事業

(目 的)

第 3 条 本会は、岐阜県における糖尿病の療養指導の正しい知識と技術を有する専門スタッフ（岐阜県糖尿病療養指導士 Certified Diabetes Educator in Gifu；略称 CDE 岐阜）の養成と、糖尿病の予防活動や地域医療連携の推進を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事務及び事業を行う。

- (1) 糖尿病患者を支援する医療スタッフの研修と交流事業
- (2) CDE 岐阜の育成および認定
- (3) CDE 岐阜の資格更新
- (4) 岐阜県糖尿病対策推進協議会の事業支援
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会 員

(会 員)

第 5 条 本会の会員は、会の趣旨に賛同した日本糖尿病協会の会員であり、原則として医療関連職に従事する岐阜県糖尿病協会 会員であることとする。また、CDE 岐阜の資格者は、地域医療連携の目的のために、氏名、職種、所属機関等の情報公開を承諾できる者とする。

(入 会)

第 6 条 本会に入会を希望する者は、岐阜県糖尿病協会に届け出るものとする。
他の地域からの移動による入会の場合も同様である。

(会 費)

第 7 条 会員は、役員会において別に定める会費を納入しなければならない。移動による入会の場合は、前地域での状況により適宜調整する。

(退 会)

第 8 条 会員が日本糖尿病協会を退会した場合、本会も退会とみなされる。また、会員が、次のいずれかに該当するときも退会とみなされる。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 除名されたとき。

(会員の処分)

第9条 会員が、次のいずれかに該当するときは、役員会の議決により、会員を処分することができる。

- (1) この会則に故意に違反した場合。
- (2) 本会の秩序又は信用を害する行為をした場合。
- (3) 会員たるにふさわしくない重大な非行があった場合。

2 処分の方法は次の2種とする

- (1) 戒告
- (2) 退会

(抛出金品の不返還)

第10条 退会した、又は除名された会員が納入した規定期間の会費、その他の抛出金品は返還されない。

(会員の権利及び義務)

第11条 会員は以下のような権利と義務を有する。

- 2 会員は本会の目的に関する事項について、会長に対し、意見を述べることができる。
- 3 会員は会長に対し本会の会計帳簿その他の記録の閲覧を求めることができる。但し、役員会において秘密とすべき決議をした記録はこの限りでない。
- 4 会員は本会の会務運営に積極的に参加するよう努めなければならない。
- 5 会員はその専門知識を生かし、積極的に社会貢献活動に参加するよう努めなければならない。
- 6 会員は、その使命及び職責に鑑み、常に深い教養と品位の保持に努め、信用を維持しなければならない。

第4章 役員等

第12条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人 岐阜県糖尿病協会会長が務める。
 - (2) 副会長 1人 会長の指名により役員から選任する。
 - (3) 執行役員 行政医療圏（岐阜市、岐阜地区、西濃、中濃、東濃、飛騨）の各地域より、職種を考慮して会員の中から選任する。
 - (4) 監事 2人 会員の中から選任する。
- 2 各地域の執行役員は、研修、認定・更新、広報・交流の役割を担当し、それぞれの分科会に属し、会務にあたる。
- 3 監事は、執行役員を兼ねることができない。

(職務)

第13条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐して会務を執行する。会長に事故があったときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 執行役員は、役員会を構成し、会務の執行を決定する。
- 4 監事は、役員会活動及び財産の状況を監査する。また、役員会に出席して意見を述べることができる。

(任期)

第14条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(解任)

第 15 条 役員に、役員として適当でない行為があったときは、役員会の決議によりこれを解任することができる。

第 5 章 役員会 及び 例会

第 16 条 役員会は、役員をもって構成する。

2 役員会は、岐阜県 CDE ネットワークの最高議決機関とする。

3 役員会の指導下に、研修分科会、認定・更新分科会、広報・交流分科会を置く。

(開催及び召集)

第 17 条 役員会は、必要に応じて年 1 回以上開催する。

2 役員会は、会長が招集する。

3 役員会は次の事項を審議・承認する。

- ・会則の制定および改廃
- ・事業計画、事業報告
- ・役員を選任および解任
- ・会の運営に関する重要事項

第 18 条 例会は、年必要に応じて年 1 回以上開催する。

2 例会は、第 5 条の会員をもって構成する。

3 例会の招集は役員会の決定に基づき会長が行う。

第 6 章 地域部会 (エリア)

(岐阜市、岐阜地区、西濃、中濃 (関・美濃/郡上/美濃加茂)、東濃 (恵那/多治見・土岐)、飛騨 (高山/下呂))

(委員会)

第 19 条 本会に 10 地域(エリア)を対象として地域部会(エリア)を置く。上記の各分科会の方針に従って、各地域(エリア)での実務を遂行する。

2 地域部会(エリア)は、会長および各地域の会員より推薦された委員をもって構成し、役員が部会長を務める。委員の任期は 2 年とするが、再任を妨げない。

3 委員は、医師、歯科医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師、理学療法士、管理栄養士、臨床心理士、保健師など、多くの職種から選出されることが望ましい。

第 7 章 活動資金 及び 会計

(活動資金の構成)

第 20 条 本会の活動資金は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の資産
- (2) 会員会費・協賛寄附金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第 21 条 本会の資産は会長が管理し、その方法は役員会の決議を経て会長が別に定める。

(事業計画及び予算)

第 22 条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が予算案を作成し、役員会の決議を経なければならない。

(暫定予算)

第 23 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、予算成立まで前事業年度の会計に準じ、暫定的に収入支出することができる。

(事業報告及び決算)

第 24 条 本会の事業報告及び収支決算は、会長が決算案を作成し、監事の監査を受け、役員会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第 25 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 会則の制定、改正及び廃止

(会則の変更)

第 26 条 本会則に含まれない事項に関しては、必要に応じて適宜、役員会で討議する。

2 本会則の改廃は、役員会の過半数による議決を経て行う。

附則

1 この規約は、平成 25 年 3 月 21 日から施行する。

2 この機構の設立当初の会費は、次に掲げる額とする。

(会員)	年会費	1,000 円 (5 年単位の前納入とする)
(賛助寄附)	1 口	10,000 円

平成 25 年 8 月 6 日 一部改訂 (第 5 条)

平成 26 年 8 月 31 日一部改訂 (第 12 条・第 13 条)

平成 31 年 3 月 24 日一部改訂 (付則)

令和元年 9 月 24 日一部改訂 (第 5 条・第 6 条・第 7 条・第 12 条・第 17 条・第 18 条追記・第 19 条以降の条番号、付則)

役員会（最高議決機関）

CDE 岐阜の認定と更新の最終判定は、役員会が行なう

会 長 1人
副 会 長 1人
監 事 2人

研修分科会

認定・更新分科会

執行役員

広報・交流分科会

（行政医療圏の岐阜市、岐阜地区、西濃、中濃（関・美濃/郡上/美濃加茂）、東濃（恵那/多治見・土岐）、飛騨（下呂/高山）の各地域（エリア）より3名程度）
（各執行役員は、研修担当、認定・更新担当、広報・交流担当をそれぞれ担当する）

地域部会（エリア）（10）

（岐阜市、岐阜地区、西濃、中濃（関・美濃/郡上/美濃加茂）、東濃（恵那/多治見・土岐）、飛騨（高山/下呂）

上記執行役員の中から、地域部会長を選出する。

一部地域部会をエリアに分割する

岐阜県内勤務の医療専門職から委員を推薦し、役員会の決定に従って、各地域での研修会の企画・運営、試験実施、認定者・更新者の推薦、および、広報・交流活動を実行する。

岐阜県 CDE ネットワークの活動について

「岐阜県 CDE ネットワーク」は、岐阜県における糖尿病患者を支援するための正しい知識と技術を有する専門スタッフ（CDE 岐阜）を養成し、その情報交換と交流を図り、糖尿病に関する地域保健医療に貢献することを目的としています。

尚、日本糖尿病療養指導士（CDEJ）の受験資格がない方も受験が可能です。

活動は、大きく次の3つです。

- (1) 研修会の実施
- (2) 「CDE 岐阜」の認定と更新
- (3) 活動の広報と会員交流の促進

(1) 研修会の実施

各地域部会は研修会を企画運営し、岐阜県糖尿病対策推進協議会が後援をします。同協議会が開催または後援する企画、および日本糖尿病療養指導士認定機構が認定した研修会に、会員は誰でも参加できます。

(2) 「CDE 岐阜」の認定と更新

岐阜県糖尿病対策推進協議会・日本糖尿病協会が関連する講演会・研修会、日本糖尿病療養指導士認定機構が認定した研修会、関連学会等の教育講演、および岐阜県 CDE ネットワークが認定した講演・研修会で、15 単位以上（60 分をもって 1 単位とみなす）参加した者を認定・更新の対象者とします。尚、次のような内容を幅広く研修することが望ましいです；「糖尿病の病態」、「合併症」、「検査」、「食事療法」、「運動療法」、「糖尿病患者の心理と行動」、「薬物療法」、「足病変とフットケア」などです。

岐阜県 CDE ネットワークが、年に 1 回、認定試験を行ない、合格者に対して認定証を交付します。申し込み法、受験料等は別途定めます。認定は 5 年毎に更新することとします。更新の条件は、上記 15 単位以上の研修会出席と 5 年間の会費を完納していることです。尚、日本糖尿病療養指導士（CDEJ）の資格を有する者は、恒久的に「CDE 岐阜」の資格ありとして研修を免除しますが、万一、CDEJ を更新しない場合は、規定に従って「CDE 岐阜」を更新することになります。出産、長期出張、職場の配置換えなどで更新が困難な場合は、理由書を事務局に提出することにより、認定期限を猶予することができます。

「CDE 岐阜」の対象者は、看護師（准看護師も含む）、保健師、助産師、薬剤師（保険薬局を含む）、薬学士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、栄養士、健康運動指導士、柔道整復師、臨床心理士、ソーシャルワーカー、ケースワーカー、歯科衛生士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、日本糖尿病協会会員（賛助会員を含む）かつ糖尿病関連企業に所属している方などの医療スタッフで、実務経験は 3 年以上とします。また、地域医療連携の目的のために、氏名、職種、所属機関等の情報公開（ホームページ等）を承諾できる者とします。

CDE 岐阜	認 定	更 新
対 象	糖尿病患者の療養指導に携わる医療スタッフ並びに日本糖尿病協会会員(賛助会員を含む)かつ糖尿病関連企業に所属している方で、実務経験 3 年以上	CDE 岐阜の資格を持ち、更新後も糖尿病患者の療養指導に携わっていく意志のある医療スタッフ
条 件	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県 CDE ネットワーク会員であること(会費の滞納のないこと) ・研修会、または、指定する講演会に 15 単位以上(60 分を 1 単位とする)出席すること 日本糖尿病協会 e-ラーニング(1 単元 1 単位)も履修単位として認める (DM Ensemble の定期購読は 5 単位とする) 	
試 験	年 1 回実施	—
費 用	受験料 5,000 円	更新手数料 1,000 円
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・医療職免許証等の写し ・所属施設長または職域の長の推薦書または実務経験 3 年以上を証明する書類 	15 単位の取得を証明する書類
CDEJ	CDEJ 資格をもって CDE 岐阜と認定する	CDEJ 資格をもって CDE 岐阜を更新する ただし CDEJ を更新しない場合は、別途 CDE 岐阜を更新する
更新延長	—	延長申請書の提出によって原則 1 年まで延長できる
備考	合格者には岐阜県糖尿病療養指導士認定証及び認定徽章(バッジ)(青色)を授与する	更新者には岐阜県糖尿病療養指導士更新証及び認定徽章(バッジ)(更新 1 回目、銀色;更新 2 回目以降、金色)を授与する